

第6回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月9日(火) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 大原庁舎 3階 301会議室

3 出席委員(11名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

13番 古川 久芳

4 欠席委員(2名)

3番 藍野 道郎

12番 鈴木 博善

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和2年第6回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、3番 藍野委員、12番 鈴木委員の2名であり、
出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますこと
をご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長
をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号 6番 織本委員、議席番号 13番 古川委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から4について
説明します。

番号1、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、若山字逢名、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、相続により取得したが農業経営が出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、若山字水分、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、若山字水分、地目田、〇〇〇㎡、外3筆、4筆合計〇、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番

号2です。

番号4、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、所有農地に隣接し、耕作に便利な為です。申請土地、岬町椎木字中宿、地目畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号1から4につきまして、以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号1から番号3について、私の方から補足説明をさせていただきます。

3番 藍野委員より「問題なし」との連絡を受けております。

番号4について、9番 久我委員の補足説明をお願いいたします。

久 我 委 員 9番久我です。事務局説明のとおり問題ないと思います。ご審議のほどお願いします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は長志天王下の田〇〇〇㎡で長志交差点の西側に位置します。図面番号4です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可出来ませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから例外的に許可できるものに該当します。

申請人は農業を営んでおります。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。申請地は、前面道路部分と同じ高さに土盛りし、畑として一体的に使用するものです。

埋立ての事業計画は、平均1.5mほどの埋立てを行います。法面の勾配は30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為の土砂は、横浜市のビル新築工事から搬入する発生土、〇、〇〇〇立方メートルを使用します。

所要資金は〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係について、小規模埋立て条例は、令和2年5月25日付けで市環境水道課に許可申請済となっております。

排水については雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は、蕎麦を作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番高浦です。道路付きの土地ですすでに両脇の農地については畑になっております。後ろ側に田圃がありますけど、水路になっていて、特に邪魔になることはなく、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1及び番号2は関連がございますので、一括でご説明いたします。

本件土地は松丸立場、下川岸の田と畑〇、〇〇〇㎡で松丸吹良集会所の南東に位置します。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであることから例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、進入路、駐車場です。

譲受人は天然ガス採取等を業務とする法人ですが、申請地の近くの神置川に水管橋を構築するため、申請地を一時借用し、工事用車両の進入路及び駐車場として使用します。

用排水の設置は無し。

権利の内容は賃借権設定（期間借地）です。

全体の所要資金は〇億円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、法定外公共物占用条例について、市建設課に許可申請予定です。

番号3、本件土地は、松丸市場の畑〇〇〇㎡で、松丸向青年館の東側に位置します。図面番号7です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可出来ませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可出来るものに該当します。

転用目的は、専用住宅（〇〇〇、〇〇㎡）です。

譲受人夫婦は高齢であり、娘の介護を受けるため、譲受人が土地を購入し、譲受人の妻が住宅を建設し、娘が新しい住宅で生活します。

用水については、市営水道。排水については、雨水は自然浸透、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、譲受人の自宅敷地内にある既設の排水柵に接続し、市道側溝に放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇、〇〇〇万円で自己資金及び別途資金にて行います。

番号4、本件土地は、松丸西向台の田〇〇〇㎡で、島区農村協同会館の北側に位置します。図面番号7です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材倉庫、駐車場、トラック搬入スペースです。

譲受人はインターネットによる通信販売を業務とする法人を経営しており、現在桑田に所有する倉庫から資材の移動を行っておりますが、事業所と離れており不便なため、事業所隣接地を借受け、鉄筋平屋建ての資材倉庫を建設します。また、トラックによる搬入スペースと従業員の通勤車両及び社用車の駐車場を整備します。

用排水の設置は無し。

権利の内容は賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号5、本件土地は苅谷上宿の畑〇〇〇㎡で、市役所夷隅庁舎の南側に位置します。図面番号8です。

申請地は市役所夷隅庁舎から500m以内のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は建設業を営んでおり、自宅事務所の隣接地である申請地を取得し資材置場を整備します。

用排水の設置は無し。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号6、本件土地は若山埋田の田と畑〇〇〇㎡で東海小学校の南側に位置します。図面番号9です。

申請地は、番号4と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸店舗（〇〇〇.〇〇㎡）です。

譲受人は市内で不動産業を営んでおり、交通の便の良い国道沿いで需要があると考え、貸店舗の計画を立てました。

土砂による埋立てを行います。埋立ての土砂は譲受人のストック場より搬入し、埋立ての高さは1 m、土砂の量は〇〇〇立方メートルです。

用水は市営水道、排水は合併浄化槽で処理後、私道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇、〇〇〇万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について、市環境水道課に許可申請予定です。

番号7、本件土地は山田下大塚堀の田と畑〇〇〇㎡で、農地以外の筆を併せた全体計画は〇、〇〇〇㎡です。いすみポर्टリーの北側に位置します。図面番号10です。

申請地は、番号4と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は、資材置場です。

譲受人は市内で山林の伐採業を行っており、既存の資材置場だけでは不足することから今回の計画に至りました。

権利の内容は賃借権設定です。

全体の所要資金は〇、〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号4について、10番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 10番三枝です。今説明あったように何も問題ありませんのでよろしく申し上げます。

議長 番号5について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたします。

織本委員 6番織本です。この場所は住宅街の中なので事務局説明のとおり問題ないと思います。

議長 番号6について、私の方から補足説明をさせていただきます。

3番 藍野委員より「問題なし」との連絡を受けております。

番号7について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 8番高浦です。周辺は山林が広がっております。農地については、地目

が田と畑があるようですけれども、周辺に耕作しているような農地は見当たりませんので、周辺農地への影響はほとんどないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和2年度第3次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年5月26日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権31件、貸付者13名、借受者7名、田、36,117㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者1名、借受面積、畑、1,644㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。
今回は5月31日までに回答済の7件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和2年第6回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせて

いただきます。慎重審議ありがとうございました。

議 長 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、7月の総会ですが、7月9日、木曜日、午後3時から夷隅文化会館2階研修室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、6月22日（月）から25日（木）の4日間となります。現地確認は6月26日（金）及び状況により29日（月）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日5月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

（閉会 午後3時25分）

議事録署名人

議長

6 番委員

1 3 番委員